

◎新潟県告示第174号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。

令和3年2月16日

両津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和3年2月1日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 大規模地震対策施設

| 地区名 | 施設 | 能力                 |
|-----|----|--------------------|
| 湊地区 | 岸壁 | 水深7.5m 1バース 延長188m |

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎